

# 現行制度において、各大学の運用等で 実施可能な取組例

# 大学の判断・運用で可能な教育活動の展開（例①）

学部等の設置・変更であって、  
学位の種類（学士・修士・博士等）の変更や  
学位の分野（文学関係等）の追加を伴わないもの

設置認可審査を経て各大学に認められた分野の範囲  
 内であれば、各大学の判断で機動的に、  
融合領域を含め、新たな学位プログラムの実施  
（学部等の設置含む）が可能

※ ただし、学科以上の組織設置や新たな学位名で出すコースやプログラムなどに関  
 しては届出が必要。また、大学の総収容定員の増を伴う場合は認可が必要。

（届出設置による例）

【理学関係】環境科学部  
 【工学関係】工学部



【理学関係、工学関係】「情報データ科学部」の新設

■ 各大学が授与する学位の分野<sup>注</sup>は、通常、**1つ又は複数の分野で構成**（学士は以下19分野）  
 【学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号）】

【参考】学位の分野を記載した資料例  
 （設置認可申請書類）

- 文学関係
- 教育学・保健学関係
- 法学関係
- 経済学関係
- 社会学・社会福祉学関係
- 理学関係
- 工学関係
- 農学関係
- 獣医学関係
- 医学関係
- 歯学関係
- 薬学関係
- 家政関係
- 美術関係
- 音楽関係
- 体育関係
- 保健衛生学関係（看護学関係）
- 保健衛生学関係（リハビリテーション関係）
- 保健衛生学関係（看護学・リハビリテーション関係を除く。）

別記様式第2号（その2の1） （用紙 日本学業規格A4縦型）

教育課程等の概要											
（〇〇学部〇〇学科等）											
科目区分	授業科目の名称	配当単位数	単位数				専任教員等の配置				備考
			必修	選択	履修	履修	専任	准専任	助教	助手	
必修	〇〇科目	1									
選択	〇〇科目	1									
合計	（36科目）										
学位又は称号		学士（法律学）	学位又は学位の分野		法学関係						
授業期間等		1学年の学期区分		2学期							
履修科目の総数		1学年の授業期間		15週							
1時間の授業時間		15週		90分							

学位の分野を記載  
 （複数分野で構成する場合は列挙）

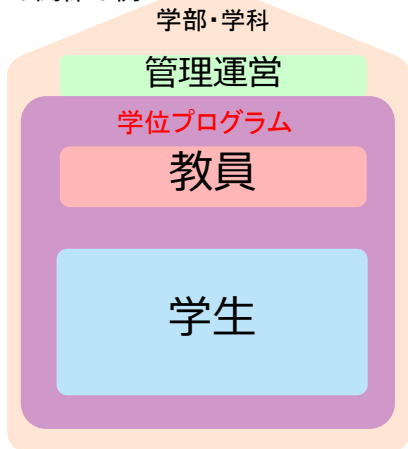
注：上記19分野のうちから主となる学位の分野を特定できない場合は、「学際領域」。  
 注：学位規則第10条に規定する、専攻分野に付記する名称（例：学士（〇〇学）等）とは異なるものであることに留意

# 大学の判断・運用で可能な教育活動の展開（例②）

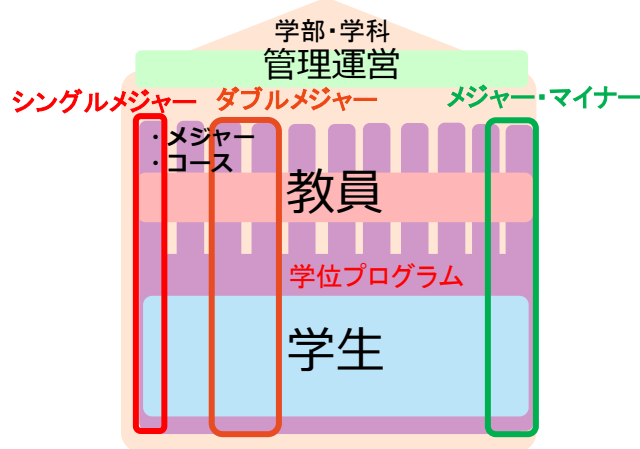
○教員・学生が共に所属する教育研究一体型の学部を置く形態だけではなく、教員と学生の所属組織が異なる「教教分離」などの多様な教育研究組織の編制が可能。

学校教育法第85条「大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。」

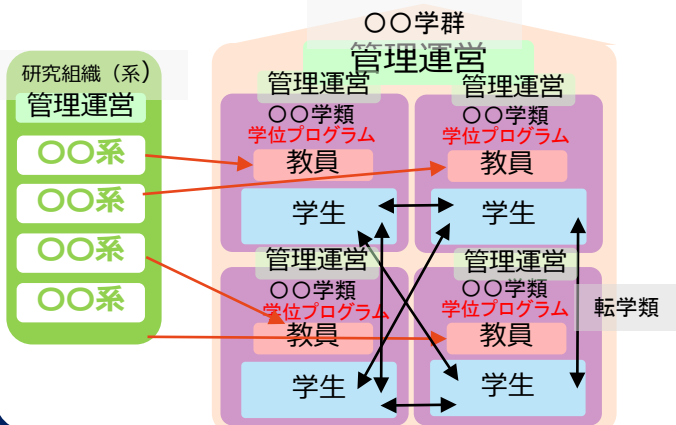
①学生の所属する組織＝教員が所属する組織＝学位プログラムの一対一の関係の例



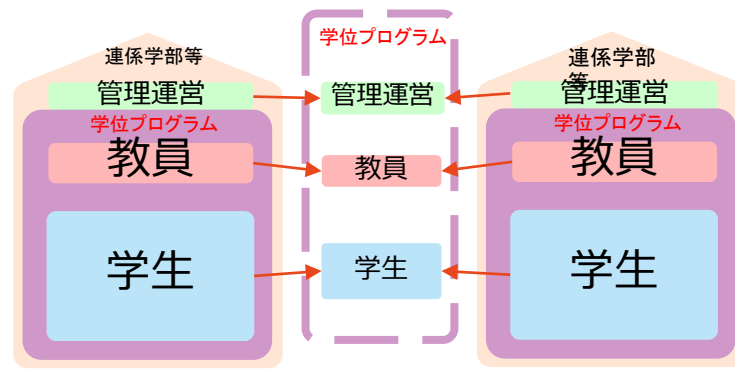
①'1学位プログラム内に複数コースが走っている例



②教員の所属組織と学生の所属組織を分離することで、学問領域の縦割りを越えた学位プログラムを構築している例  
※学生は学類に所属し、学群内等への転学類も可能。



③学部等関係課程制度を活用し、学内資源を活用して学部横断的な教育を実現した学位プログラムの例  
※専任教員は兼任を可とし、学生定員は関係学部範囲内



# 大学の判断・運用で可能な教育活動の展開 (例③)

○各大学は、各授業科目の授業を10週又は15週にわたる期間を単位として行うが、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果を上げることができる場合は異なる期間を設定することが可能。

(例①：週複数回授業の実施)

- ・ 8週間にわたり、週2コマ実施 < 2単位 >
- 例えば、8週間を原則とした「4学期制」の実施も可能。

(例②：1コマあたりの授業時間の見直し)

- ・ 1コマあたりの授業時間を1.5倍にすることで、15回の授業を10回に < 2単位 >

(例③：様々な授業形態の組み合わせ)

- ・ 13週間で講義を週1コマ実施し、特定の日にフィールドワーク(3コマ分)を実施 < 2単位 >

## 学期制の例

2学期制 (セメスター制)



3学期制



4学期制 (クォーター制)



35週(1年間)

1単位45時間 (授業 (講義) は15時間以上)

+

15回の授業

(各大学の判断で、授業期間の変更や講義時間を変更できる)

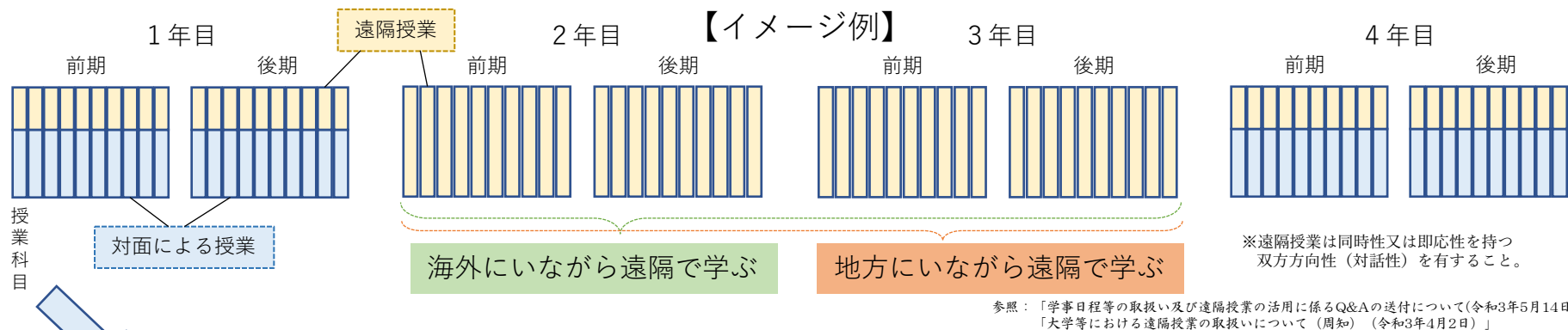
《大学設置基準 (昭和三十一年文部省令第二十八号)》 (抄)

第22条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

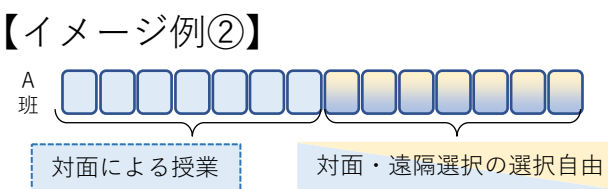
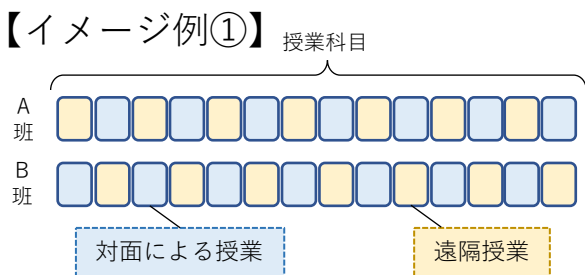
第23条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができるものと認められる場合は、この限りでない。

# 大学の判断・運用で可能な教育活動の展開 (例④)

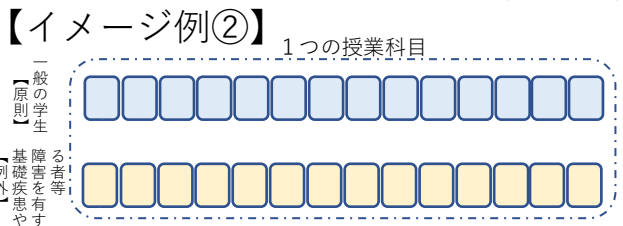
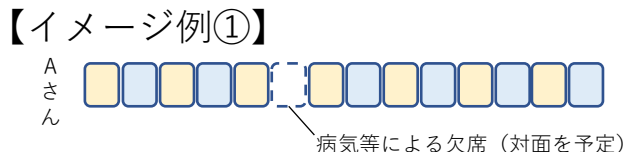
○遠隔授業は60単位 (約2年相当) まで行えるほか、残りの授業についても遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲なら、対面による授業として実施可能。



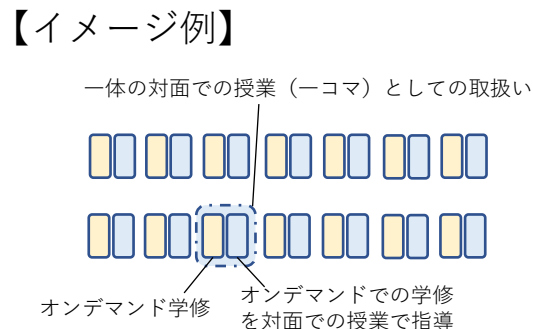
○全ての学生が半分以上の授業時数を対面で受講する機会を設ける授業科目は、対面による授業として実施可能。



○特定の学生が病気等により、また、基礎疾患を有する学生や障害を有する学生等が希望により、結果として対面で受講する授業時数が半分未満となる場合であっても、左記の設計を行う授業科目は、対面による授業として実施可能。



○分割した授業時数を、一定の条件下※で一体の対面による授業として取り扱うことが可能。



※オンデマンドの取組により実質的に授業外学修時間が代替されるようなことがないなど、授業科目全体として適切な教育が行われる必要があることに留意。

# 參考資料

# 学位の種類及び分野の変更等に関する基準等

## ■学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号） 抄

### 第四条

- ② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

## ■学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号） 抄

第一条 大学の学部若しくは学部の学科、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻若しくは短期大学の学科の設置又は当該選考に係る課程の変更（以下この項において「設置等」という。）であつて、学校教育法（以下「法」という。）第四条第二項第一号又は学校教育法施行令（以下「令」という。）第二十三条の二第一項第一号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する設置等とする。

- 一 設置等の前後において、当該大学が授与する別表第一の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと
- 二 設置等の前後において、別表第一の上欄に掲げる学位の種類に応じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと

### 別表第一 ※一部のみ掲載

学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）

# 大学等における遠隔授業の取扱いについて（令和3年4月2日高等教育局長通知）①

## 1. 遠隔授業の実施に関する取扱い

- 大学設置基準第25条第2項等で規定する遠隔授業により実施する授業科目において修得する単位数は、同令第32条第5項等の規定により60単位を超えないものとして上限が設定されているが、同令第25条第1項等で規定する面接授業により実施する授業科目は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定したものであり、例えば、面接授業の授業科目の一部として、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められる遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、面接授業の授業科目として取り扱い、上記上限の算定に含める必要はないこと。
- 通信教育を行う大学・学部においては、大学通信設置基準第6条の規定により、同令第3条第1項で定める大学設置基準第25条第2項の規定による遠隔授業によって実施する授業科目で修得した単位のみ卒業も認められること。
- 上記取扱いにより、例えば、海外に在住する日本人学生や自国にいる外国人留学生に対し、海外から遠隔授業による履修や日本を訪問し国内で面接授業を履修するなど、柔軟に教育手法を組み合わせ教育が行えるなど、大学での創意工夫が可能であること。
- なお、通信教育を行う大学以外の大学は、学生がキャンパスに来て学ぶことを前提とした学校であり、各大学は、学生に寄り添った対応を講じ、学生が安心し、十分納得した形で学修できる環境を確保することが重要であること。

## 2. 感染症や災害の発生等の非常時における特例的な措置に関する取扱い

- 令和2年7月27日付大学振興課事務連絡「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」等において示している通り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難な場合において、大学設置基準第25条第1項等に規定する面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められているが、今後も、感染症や災害の発生等の非常時においては、当該感染症や災害等の状況に応じて、本来面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により実施することが困難な場合において、面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められること。



### 3. その他

- 1. で示した遠隔授業の実施に関する取扱いについて、遠隔授業の実施方法・形態として様々なものが考えられることから、今後必要に応じて具体的な取扱い例について、令和2年5月22日大学振興課事務連絡「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ & A等の送付について（5月22日時点）」を更新する形で示す予定であること。
- 2. で示した大学設置基準第25条第1項等に規定する面接授業の特例的な措置として弾力的な運用が認められる遠隔授業の取扱いについては、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められるものであることなど、令和2年12月23日高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について」等で示す留意事項について引き続き参照すること。
- 1. 2. で示した取扱いについては、留学生についても適用されること。また、留学生に対する学修機会の確保等については、令和3年3月31日高等教育局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する日本人留学生及び外国人留学生等への情報提供及び学生の学修機会の確保について」を引き続き参照すること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響下における授業の実施に当たっては、先に令和3年3月4日付高等教育局長通知「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」において示しているとおり、十分な感染対策を講じた上での面接授業の実施など、学修者本位の教育活動の実施と新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組に努めること。

## 遠隔授業の活用等に係るQ & A（令和3年5月14日事務連絡）（抄）①

問9 遠隔授業の実施方法として、一度に対面で受講する人数を制限し、一部の者は面接授業により、残りの者は遠隔授業（同時双方向）により受講させる授業を交互に行う場合、このような授業科目の扱いはどのように考えるか。

【新規】

- 例えば、受講者を半数に分け、交互に対面と遠隔とによる受講を行う場合など、全ての学生が半分以上の授業時数を対面で受講する機会を設ける授業科目は、面接授業として取り扱うことで差し支えありません。

問10 授業科目として全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講することを求めていたとしても、特定の学生が病気等により対面での授業を受けられない回が生じ、半分以上の授業時数を対面で受講できなかった場合、その当該学生の授業科目における扱いはどのように考えるのか。【新規】

- 結果として、一部の学生の事情により、当該学生が対面で受講する授業時数が半分未満となった場合でも、当該授業科目は面接授業として取り扱うことで差し支えなく、当該学生を含めて、大学設置基準第25条第2項の授業の方法により修得する単位として計算する必要はありません。

問11 授業科目として全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講することを求めていたとしても、基礎疾患等を有する一部の学生が感染リスクを恐れる場合など、大半の授業を遠隔授業での受講を希望する学生がいる場合はどのように扱うのか。【新規】

- 問10と同様、全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講するよう求めている場合であれば、基礎疾患を有する学生や障害を有する学生など一部の学生個人の希望により、結果として当該学生が対面で受講する授業時数が半分未満となった場合があるとしても、当該授業科目は面接授業として取り扱うことで差し支えなく、当該学生を含めて、大学設置基準第25条第2項の授業の方法により修得する単位として計算する必要はありません。

問12 1つの授業科目の受講者を2グループに分け、15コマの授業を面接授業と遠隔授業とでグループ別に交互に実施した場合、一方のグループは対面での授業時数が半分を下回る場合も考えられるがどのように取り扱うのか。【新規】

- 面接授業として取り扱うためには、例えば、全員の対面での参加を求める授業を1回以上設けるなど、いずれのグループも半分以上の授業時数を対面で受講できるようになっている必要があります。

問13 ある授業科目の授業時数(例:100分)を2つに分割して実施することとし、学生は50分相当の遠隔授業(オンデマンド)を受講するとともに、面接授業(反転学修型)を50分間教室で受講する場合は面接授業として取り扱ってよいか。【新規】

- 分割した授業時数を一体の面接授業として取り扱うためには、
  - ① 平成13年文部科学省告示第51号2号で定める授業終了後の指導等の要件を担保すること、若しくは、遠隔授業(オンデマンド)と面接授業が交互に行われ、面接授業の中で遠隔授業(オンデマンド)で学ぶ内容の指導が行われるよう授業設計されていること、
  - ② 当該授業科目の講義等における総授業時数の半分以上について対面での授業が実施されていること、
  - ③ 講義等の時間以外にも、授業外学修時間を課す手立てを確保していること、など、遠隔授業(オンデマンド)の取組により実質的に授業外学修時間が代替されるようなことがないなど、授業科目全体として適切な教育が行われるよう留意が求められます。
- このような取り扱いが確保されている限りにおいて、お尋ねのような形での授業の実施を面接授業として取り扱うことが可能と考えられます。

# 大学における授業に関する法令上の規定等

## ○大学設置基準（昭和31年10月22日）

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

### 【※】平成13年3月30日文部科学省告示第51号 「メディアを利用して行う授業」について

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において面接授業に相当する教育効果を有すると認められるもの。

1. 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの
2. 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員もしくは指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

## 第三十二条

5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

## ○大学通信教育設置基準（昭和56年10月29日）

第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）、大学設置基準第二十五条第一項の方法による授業（以下「面接授業」という。）若しくは同条第二項の方法による授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第六条 卒業の要件は、大学設置基準第三十二条第一項の定めるところによる。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数百二十四単位のうち三十単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該三十単位のうち十単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。